

船橋市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に基づき、船橋市職員措置請求について監査を実施したので、同条第 4 項の規定により、その結果を公表する。

平成 29 年 11 月 24 日

船橋市監査委員	中 村 章
同	齋 藤 弘 之
同	佐 藤 重 雄
同	齋 藤 忠

第 1 請求人

住所・氏名 省略

第 2 請求の受理

監査の実施にあたり本件措置請求書は、法第 242 条第 1 項の要件を具備しているものと認め、平成 29 年 9 月 26 日付けでこれを受理した。

第 3 監査の実施

1 請求の要旨（措置請求書の原文のとおり）

平成 6 年 5 月より船橋市前原東 11 番 61 の地先である認定道路 43-063 の過半部分を A 自治会が平成 6 年 5 月以降 23 年間の間、馬柵で封鎖している。

封鎖されている部分は、登記簿謄本によれば前原東 5 丁目 820 番 153 で、昭和 50 年 5 月 23 日に船橋市に帰属され昭和 50 年 9 月 6 日に地目変更で公衆用道路に登記されている。又平成 6 年 5 月 10 日に前原東 5 丁目 11 番 69 が公衆用道路として船橋市に帰属され、11 番 69 と 820 番 153 が一体となり現状のように認定道路 43-063 が整備された

と推定される。

任意団体である自治会が市道を不法に占拠している違法状態が23年間も続き、車両の通行阻害が発生している。

副作用として、11番69の認定道路の部分は、一時駐車場、違法駐車、横行、工事車両、生コン車等の待機場と化している。

平成29年3月10日に『市民の声を聞く課』に陳情書を提出した結果、平成29年3月29日に道路管理課より『道路法上好ましいものではない、今後とも自治会と折衝してまいります』との回答があった。

平成29年9月12日道路管理課に回答後半年を経過したので、現状確認のため電話連絡したところ、安全対策はどのようになるかを外部に委託していて結論はでていないとの返事であった。

認定道路上の違法放置物による道路封鎖で一般車両並びに緊急車両の通行が遮断され近接住民は日常生活に不便をきたしている。

即刻、違法放置物を撤去し認定道路の正常化を図るべきである。

2 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面から、「市道43-063号線に、23年間にわたり近隣自治会の車止め及び所有者不明の車止めが放置され、市は違法に財産の管理を怠る事実があるか否か。」を監査対象とした。

3 監査の方法

監査は、次のとおり実施した。

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、平成29年10月25日に追加の証拠が提出され、平成29年11月2日に陳述の聴取を行った。なお、陳述の聴取には法第242条第7項の規定に基づき、道路部の関係職員が立ち会った。

(2) 関係職員の陳述

平成２９年１１月２日、市長から委任された道路部長、同部道路管理課長、同課課長補佐、同課管理係長及び同課主事から陳述の聴取を行った。なお、法第２４２条第７項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

（３）調査及び現場確認

関係書類を調査するとともに、平成２９年１０月１７日に現場確認を行った。

第４ 監査の結果

１ 主文

本件措置請求について、監査委員は、合議により請求に理由がある認め、次のように勧告する。

勧告

市長は、本件措置請求に係る道路上の近隣自治会の車止め及び所有者不明の車止めを撤去するため、指導・勧告を９０日以内（平成３０年２月２０日まで）に実施するものとし、この期限までに車止めが撤去されない場合は、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第７１条の規定による監督処分を６０日以内（平成３０年４月２１日まで）に行われたい。

なお、市は、当該市道４３－０６３号線の安全対策を地元自治会に提案し、協議を進めるということであり、地域住民と合意の上、関係機関とも協議し、問題の解決を図られたい。

以下、その理由について述べる。

２ 理由

（１）事実関係

前原東５丁目地先の市道４３－０６３号線は、前原東５丁目８２０番１５３が昭和５０年５月２３日に市に帰属され、前原東５丁目１１番６９が平成６年５月１０日に市に帰属され、滝台１丁目３２番３が平成４年１月１３日に市に寄付され、滝台１丁目３３番１７が平成６年７月７日に

道路用地として所管換えされ、これらの4筆の土地と既存の認定外公道を含めて、平成7年4月1日に路線認定された。

当該道路に、2か所の車止めが設置され、歩行者及び二輪車等の通行は可能だが、自動車の通行はできない状況にあり、一部が駐停車の場として利用されていることが認められた。

なお、車止めのうち1か所の車止めに「A 自治会」の表示があることが認められ、同自治会の所有物と推定されるが、道路法第32条に基づく道路占用許可を受けずに、長期間設置されており、もう1か所の車止めには何ら表示はなく、所有者は不明であり、これも長期にわたり設置されている。

また、A 自治会からは、「本道路は、(中略)貫通道路にした場合危険が増大する。」ことなどから、市に現状維持を望む要望書が平成29年5月17日に、嘆願書が平成29年10月17日に提出されている。

なお、東京高裁平成15年4月22日の判決によれば、「道路法上の道路の利用に関する法律関係は、道路法上の道路管理者が道路敷地について権原を取得して、これを利用者の利用に供するものである。そうすると、第三者が道路の敷地を占有する場合には、場所的に狭く、時間的に恒常性がないなどの限局的、一時的な場合は別にして、それ以外は、一般的に道路が本来の目的に供されないことになり、道路管理権の行使に支障をもたらすことになるとともに、道路敷地の所有権の行使が阻害されることになるので、敷地の財産権の管理の問題ともなる。」とある。

また、道路法第43条第2号の規定では、道路に関する禁止行為として、「みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。」が挙げられている。

さらに、道路法第71条第1項の規定では、道路管理者等の監督処分として、「道路管理者は、(中略)道路を原状に回復することを命ずることができる。」とされ、その対象者として、同項第1号の規定では、「この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者」が挙げられている。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条の規定では、「地方公

共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」とされている。

また、船橋市公有財産規則（平成２６年船橋市規則第６１号）第１０条の規定では、「課長（中略）は、常にその管理する公有財産の現況を把握し、次に掲げる事項に留意しなければならない。」とされ、同条第１号の規定では、「維持、保存及び使用の方法の適否」が挙げられている。

（２）判断

本件道路は、安全対策の観点から、もっぱら歩行者や二輪車等の通行のみとしていることは理解できるが、行政財産である道路敷地上の駐停車や車止め設置により、土地所有権の完全な行使が妨げられている。

そのため、市は財産の管理者として所有権の完全性を回復するために必要な措置をとらなければならないところ、そのような措置はとられておらず、市には財産の管理を怠る事実があるといえる。

なお、市は、本件道路の安全対策について検討しており、当該車止めの所有者と推定される地元自治会と車止め撤去について協議中であり、その中で、安全対策を提案していくということから、地域住民と合意の上、問題が解決されることが望ましい。

（３）結論

以上のことから、本件措置請求は理由があると認め、主文のとおり勧告する。